官報告知

公　告

福岡空港の施設変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第55条の２第３項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第81条第１項の規定により公示する。

平成30年３月15日

国土交通大臣　石井　啓一

1　事案の内容　平成30年国土交通省告示第436号に係る福岡空港の施設変更について

2　日時　平成30年４月17日13時30分

3　場所　福岡市和白地域交流センター　福岡県福岡市東区和白丘１丁目22番27号

4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部大臣官房参事官（空港）（同参事官が出席できないときは同部職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成30年４月３日17時までに必着するよう、郵便番号100－8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部大臣官房参事官（空港）に提出しなければならない。

6　傍聴　傍聴人の人数は150人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日11時00分から福岡市和白地域交流センターで行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第６号

三重県熊野市井戸町460番地１　松原住宅304号

債務者　中村　裕一

1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘

4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月28日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
津地方裁判所熊野支部

平成３０年（フ）第８９９号

千葉県船橋市前貝塚町1014―16―101

債務者　木下　　修

1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大月　雅博

4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前11時

6　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９１０号

茨城県かすみがうら市稲吉東６丁目１―11―203

債務者　吉岡　義洋

1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小川　和聖

4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９７９号

東京都足立区千住橋戸町１―20―1501

債務者　小牧　常男

1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高垣　　勲

4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１００９号

東京都八王子市南大沢３丁目16―２―４―1007

債務者　前沢　　豊

1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中原　健夫

4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９４７号

東京都江東区塩浜２丁目18―６―811

債務者　金　　在英

1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤本　健一

4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月25日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９８５号

東京都大田区南六郷２丁目６―15

債務者　澤田　和夫

1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　柿内　瑞絵

4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月25日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９８６号

東京都大田区南六郷２丁目６―15

債務者　澤田　大樹

1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　柿内　瑞絵

4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月25日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９８８号

東京都足立区中央本町２丁目７―19

債務者　辰巳　博英

1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　角元　洋利

4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月25日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部